

**令和4年4月1日開設
認可保育所の整備に係る提案
第2次募集**

【R3年2月15日更新】

江戸川区

1. 趣旨

本区では、少子化の進行により子どもの数は減少していますが、女性の社会進出により保育需要は年々増えており待機児童が発生しています。そこで、保育の質を確保しつつ、待機児童に対応するため、「令和4年4月1日開設」に向けた認可保育所の整備に係る提案を募集します。

2. 募集内容

第2次募集は、短期間での工期となるため、賃貸物件のみの募集となります。

(1) 募集地域

地域	地名（エリア範囲）
平井駅圏内 （1園）	平井1丁目、平井2丁目（3番～25番） 平井3丁目（2番～30番）、平井4～6丁目、小松川4丁目
一之江駅圏内 （1園）	一之江3丁目（1番～16番）、一之江4丁目（1番～12番）、一之江7丁目 一之江8丁目、春江5丁目、西瑞江4丁目（16番～27番）、西瑞江5丁目
上記エリアに、認可保育所を整備	
上記エリア以外は、今回の第2次募集では対象外となります。	

※ 江戸川区内の待機児童数の状況などは、「江戸川区の待機児童対策」をご参照ください。

<立地選択上の注意>

- 既存の認可私立保育園から、駅前を除き概ね「100m以上」離れる立地としてください。
- 敷地から公道に出る避難通路が「2か所2方向」確保できる立地としてください。確保できず1方向で2か所となる場合は、2か所の間が10m以上離れることを確認してください。
※10m以上離れることができない場合は、提案をお受けできません。
- 認可基準上の園庭の設置は必須ではありません。この場合、代替遊戯場の設定が必要です。
※代替遊戯場は、保育所から安全に移動することが可能であり、徒歩で概ね5分以内が望ましいです。また、水飲み場とトイレが設置されている必要があります。

- ・ 定員設定は1歳児からで、合計60名以上としてください。

※0歳児の定員設定は不可です。

- ・ 2歳児で新規受入れができる設定としてください。
- ・ 3歳児の新規受入れは必須ではありませんが、新規受入れができる設定とした場合はポイントを高く評価します。

【例】

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
15名	18名	20名	20名	20名	93名

↑ ↑
(3名の新規受入れ) (2名の新規受入れ)

3. 応募資格

(1) 江戸川区の認可保育所認可基準※を満たす見込みがあること

※江戸川区児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例、江戸川区保育所設置認可等事務取扱要綱、江戸川区保育所設備・運営基準解説

(2) 事業者の要件

法人格を有しており、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県で、以下のいずれかの施設を「3年以上」運営していること。(令和2年4月1日現在)

(ア) 認可保育所 (イ) 認定こども園

(ウ) 自治体の認証又は認定を受けた保育施設 (エ) 小規模保育事業

(3) 保育施設の運営を適正に行っていること

法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査、指導検査で重大な文書指摘を受けていないこと。

4. 問合せ

問合せは「3. 応募資格」を有する『**保育事業者**』の方に限定します。

設計会社、不動産業者等の問合せはお断りします。

また、土地・施設所有者の資産活用の選択肢の一つとして保育事業を考えているといった時点での提案はお断りします。**保育事業が確実に実施できること**を前提とした提案としてください。

提案の際は、締切日の1週間前までに必ずご連絡のうえ、締切日までに区役所へお越しいただき、提案内容のご説明をお願いします。

締切日直前は大変混み合うことが予想されますので、余裕をもったの来庁をお願いします。

問合せ時の提出資料 ※任意様式

- 保育事業者の法人概要（案内パンフレット、定款など）
- 既存園の一覧
 - ・ 開設年月日
 - ・ 園長の当該園における在職年数と当該法人での在職年数（令和2年4月1日時点）
※当該園における在職年数は園長職としての期間です。
※4月1日時点で〇年〇か月と記載してください。（以下も同じ）
 - ・ 職員（保育士）の当該園における在職平均年数、平均年齢（4月1日時点）
- 法人が運営している保育施設等の所管庁が実施した監査、指導検査の結果の写し
- 施設予定地の案内図（最寄駅、代替遊戯場、周辺環境がわかるもの）
- 施設予定地の配置図（隣地の状況等がわかるもの）
- 施設の平面図
 - ・ 避難経路の矢印を記載してください。保育を実施する年齢毎の部屋からも「2か所2方向」の避難経路の確保が必要です。出入口が近接しないなど各避難経路の距離に留意してください。
 - ・ 保育室の面積については、のびのびとした保育環境が提供できるように、基準面積の限度いっぱいには定員を設定するのではなく、余裕をもった環境設定になるよう留意してください。

- ・各保育室にロッカーや棚等、有効面積と必要面積、手洗い設備、沐浴設備などその他設備も記載してください。
- ・区を選定後の平面図プラン変更は、原則認められないため、建物の構造や駐車場等の外構部分も含めて十分に検討をしてください。

- 戸外での子どもの遊びに対する考え方
- 施設の予定定員数（年齢区分毎）
- 開園時間（基本、延長時間）
- 施設計画スケジュール（工期、認可申請、周辺説明など）
- 既存物件の場合は、建築確認申請書・確認済証及び検査済証の写し
- 近隣への説明状況資料（説明の範囲、近隣の反応等がわかる資料、近隣への配布資料等）

※ 提案締切日までに、保育所の設置計画を近隣の方へ説明してください。

※ 書類提出時とヒアリングの際に近隣への説明状況をお伺いします。

- 給食関係資料（給食の提供方法（直営、委託）、アレルギー児に対してどのような対応をするか等）
- 障害児対応（障害児の受入れに対する考え方、受入れ体制や実績等がわかる書類）
- 人材育成（離職防止、人材育成への考え方、研修実績や育成体制等がわかる書類）
- 本部のサポート（各園への本部としてのサポート体制等がわかる書類）
- 本提案園の園長選定（貴法人出身者を選定、外部から採用等 ※見込みで結構です）
- 財務関係書類

- ・設置保育所の今後5か年の収支予算書

※収入と支出(下記参照)の項目に分け、それらの差引額を記載してください。

(収入) 大項目を委託費収入、その他に分類した上で、内訳を記載してください。

(支出) 人件費：職員給与、法定福利費、退職金関係費(退職共済掛金、退職引当金等)

管理費：土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費

事業費：給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費のほか、職員研修費や旅費
交通費、広告宣伝費等その他すべての経費

※借入がある場合は返済額を記載してください。

※収入（委託費収入等）の積算に用いた入所率を記載してください。

- ・直近3年間の決算報告書

※監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に
則って処理されたことを証する書類も添付してください。

- ・設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

※設置者が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成してください。

- ・設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画書

※設置者全体の借入金について、金融機関等別の借入金等の内容、完済（償還）予定年月、年間返
済（償還）予定額（元本と金利）を記載してください。

※当該園の設置に係る借入金について分かるように記載してください。

- ・預貯金の残高証明書

- ・納税証明書（社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社の場合を除く）

※納税額、未納税額等の証明、所得金額の証明

（設置者が個人の場合は所得税、法人の場合は法人税に係るもの）

（直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の2か年と同期間のもの）

※滞納処分を受けたことがないことの証明（発行日前日の3か年前から発行日前日のもの）

5. 補助概要

「江戸川区認可保育所設置促進事業費等補助要綱」に基づき、補助を行います。下記の内容は、令和元年度要綱となりますので、目安としてご検討ください。ただし、国・都の補助制度を前提としているため、今後改正や見直しがあった場合には補助率や補助金額の減額等の可能性があります。

当該整備に係る予算措置は、令和3年3月の第1回区議会定例会の議決を経て決定します。

I 施設整備費

賃貸物件による施設整備費

下記①～③の区分ごとに算出した総額（積み上げ）

① 施設整備費（内装工事）

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額を補助基準額として「16分の15」を乗じた額

- (a) 施設改修に係る補助対象経費のうち、設置者の実支出額
- (b) 定員区分に応じた金額（※一部抜粋）

定員区分	金額
定員 41～70 名	159,900 千円
定員 71～100 名	207,600 千円
定員 101～130 名	249,750 千円

② 物品費（備品）

消耗品を除き、購入に係る補助対象経費（①の補助基準額に40分の1を乗じて得た額が上限）に16分の15を乗じた額

③ 建物の賃借料補助 ※（ア）は江戸川区独自の単独補助制度

（ア）「賃貸借契約日」から「内装工事の着工日」までの賃借料補助（着工日含まず）

補助期間：最大5か月間

補助率：1/2

補助対象上限額：1,378千円/月額

※ 保育事業者として、計画承認を受けてからの期間が対象となります。

（イ）「内装工事の着工日」から保育所開設日の前日までの賃借料補助

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額に「8分の7」を乗じた額

- (a) 家賃（10か月の範囲内で、開園日の前日まで）+礼金（月額家賃の最大2か月分まで）
- (b) 41,000千円

【モデル例】

60名定員の保育所（①でbに該当、家賃1,000千円/月の場合）

$$\textcircled{1} 159,900 \text{ 千円} \times 15/16 = 149,906 \text{ 千円}$$

$$\textcircled{2} 159,900 \text{ 千円} \times 1/40 \times 15/16 = 3,747 \text{ 千円}$$

$$\textcircled{3} \text{（ア）} 1,000 \text{ 千円/月} \times 5 \text{ か月} \times 1/2 = 2,500 \text{ 千円}$$

$$\text{（イ）} \{1,000 \text{ 千円} \times (10 \text{ か月} + 2 \text{ か月})\} \times 7/8 = 10,500 \text{ 千円}$$

166,653 千円（補助額）

II 運営費補助

(1) 江戸川区の運営費補助（委託費独自加算）

※令和2年度要綱の内容となりますので、今後変更となる可能性があります。

(※ 区HP例規集 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/kojinjoho/reiki.html>)

○江戸川区私立保育所経費加算要綱（概要）

① 人件費加算

区分	趣旨	単価	備考
(ア) 0歳児保育加算	看護師等の配置に要する経費	①月額 499,700 円 ②月額 248,950 円	①常勤 ②非常勤
	調理員の増配置に要する経費	月額 361,300 円	0歳児定員が6名以上 1名分を上限とする
(イ) 11時間開所加算	保育士の配置に要する経費	月額 455,800 円	定員が60人以下 1名分 定員が61人以上 2名分
	パート保育士の配置に要する経費	月額 106,740 円	朝夕の園児数から必要人数を算定
(ウ) 産休等代替職員加算	代替職員の配置に要する経費	日額 7,900 円	代替職員1人あたり
(エ) 職員処遇加算	職員の研修、被服等のための経費	月額 5,000 円	基準職員1人あたり
(オ) 処遇改善加算	処遇改善のための経費	月額 10,000 円	常勤保育士、看護師1人あたり

② 運営費加算

区分	単価	備考
(ア) 一般保育所対策費加算	要綱別表による	毎月初日の園児数により算定
(イ) 行事等保育内容充実費加算	3歳未満児 月額 5,150 円	毎月初日の園児数により算定
	3歳以上児 月額 2,880 円	
(ウ) ごみ処理経費加算	2歳未満児 月額 500 円	紙おむつの処理経費
	2歳児 月額 250 円	
(エ) 副食費加算	月額 4,500 円	公定価格の徴収免除対象者以外の3歳以上児の副食費

③ 施設加算

区分	単価	備考
(ア) 保育振興費加算	下記のいずれか高い額 ① (3歳未満児定員×3,500円×12月) + (3歳以上児定員×2,700円×12月) ② (3歳未満児在籍児×3,500円×12月) + (3歳以上児在籍児×2,700円×12月)	4月に年額を支弁

④ 特別事業加算

区分	単価	備考
(ア) 障害児保育加算	月額 106,740 円	区が認定した障害児1人あたり

○ 江戸川区私立保育所延長保育補助要綱（概要）

延長保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- ① 保育士の配置費・・・延長保育を実施する時間に保育士を配置するための経費
- ② 補助費・・・児童の補食、暖房及び教材等に要する経費

標準時間認定延長保育（延長1時間の補助基準額）

延長児童数	補助額（月額）	人数加算	（さらに1時間延長したときの補助基準額）
1人	110,150円	0	25,750円
2人	114,150円	0	25,750円
3人	221,180円	0	25,750円
4人	225,180円	0	25,750円
5人	229,180円	0	25,750円
6人	435,240円	14,280円	30,900円
7人	435,240円	28,630円	36,050円
⋮	⋮	⋮	⋮
30人	435,240円	357,600円	154,500円

短時間認定延長保育

延長時間区分	短時間認定児1人当たり年額
1時間	18,300円
2時間	36,600円
3時間	54,900円

○ 江戸川区私立保育所一時保育補助要綱（概要）

一時保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- (1) 保育士の配置費・・・一時保育を実施するために保育士を配置するための経費
- (2) 実績加算・・・利用児童の増加に応じて必要となる経費

区分	保育士の配置費	実績加算
一時保育専用室実施保育所	月額 320,220円	4時間を超える利用1件当たり 2,000円
一時保育スペース実施保育所	月額 213,480円	4時間以内の利用1件当たり 1,000円

○ 江戸川区保育所等賃借料補助金交付要綱（概要）

保育所の開設後の運営の安定化を図るため、開設後5年以内の賃借料（礼金を含み、敷金を除く）の一部を補助する。

※実支出額と下表の補助基準額を比べて少ない額に8分の7を乗じて得た額

開設後年数	補助基準額（年額）
1年目	15,000千円
2年目	15,000千円
3年目	15,000千円
4年目	7,500千円
5年目	7,500千円

但し、公定価格の賃借料加算や同種の補助金を受けている場合は、その額を除く。

(2) 保育士確保の取り組み

※区HP <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/oshigoto/hoikushishien.html>

○月額 82,000円を上限に家賃補助

内 容	保育従事職員向けに宿舍・住戸を借り上げた事業者に対する家賃補助
補助基準額	月額82,000円の範囲内 (園が保育従事職員から自己負担を徴収する場合はその金額を除く)
補助率	8分の7
補助対象者	常勤の「保育士」及び「看護師」

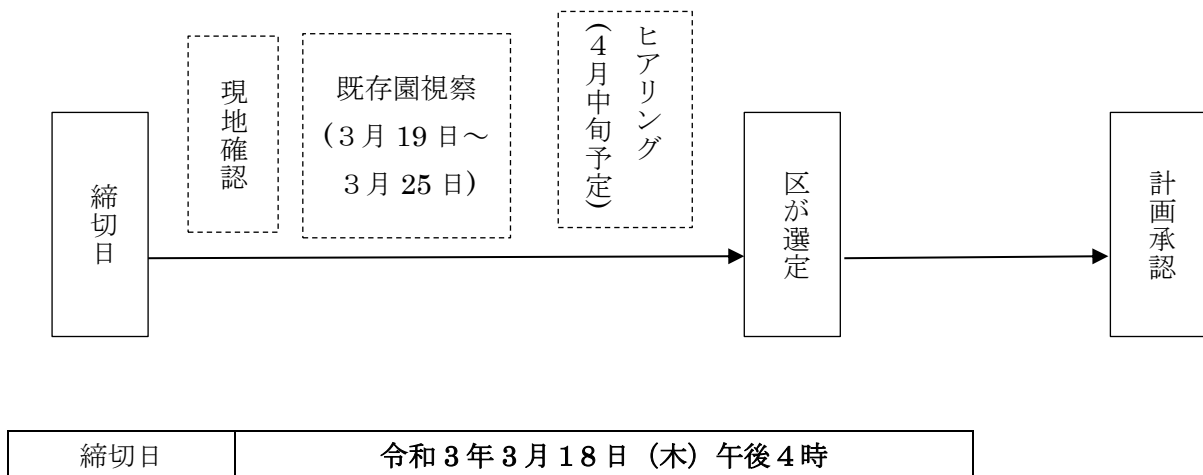
○月額50,000円の処遇改善給与加算

補助額：(区独自補助：1万円+都キャリアアップ補助：4万円)

○勤務5年ごとの節目に100,000円の報奨金支給

6. 募集締切

下記の締切日までにあった提案の中で、江戸川区が提出資料及び現地の確認・既存園の視察・ヒアリング等を行い、保育事業候補者を選定します。同地区で複数の提案があった場合は、総合的に判断し優劣を決めます。



7. その他

- 開設までのスケジュールは「令和4年4月1日にむけた認可保育所整備 第2次募集スケジュール」(別紙)を参考にしてください。
- 締め切り後、提案した保育事業者の方が運営している既存の保育所等を視察いたします。日時等のご相談させていただきます。
- 入園を希望する保護者に園運営の考え方をご理解いただくため、令和3年10月以降に保育事業者による入園説明会(会場の手配含む)及び入園申込書の受付事務をお願いしています。詳しくは選定後にご説明いたしますが、提案にあたりこの制度にご協力いただけることが前提となりますので、ご不明な点があれば事前にご確認ください。なお、この取扱いは毎年同様となります。
- 江戸川区内の認可私立保育園では、全園が参加する「認可私立保育園園長会」を組織し、より良い保育を目指すとともに、全園的な課題に取組み、また地域貢献活動にも参加しています。江戸川区も園長会とのつながりを重視し、互いに協力し歩んできた長い歴史と子育て文化があります。提案にあたり、園長会への加入及び積極的な参加をお願いすることとなりますのでご理解ください。ご不明な点は事前にご確認ください。

8. 問合せ先

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係 担当：田中・鎗田・山本

電話 03-5662-0659 (直通)

E-mail kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp

令和4年4月1日にむけた認可保育所整備第2次募集スケジュール

	事業者 ⇄ 江戸川区	工事
R3年3月18日(木) 16時	①公募締切	
	↓	
R3年3月19日～R3年4月中旬	②現地確認・既存園視察・ヒアリング	
	↓	
R3年4月下旬	③保育事業者選定	
	↓	
R3年5月下旬	④計画承認申請書類提出	※工事について
		区から補助を受ける場合は、入札方法・工事(実施設計含む)開始のタイミングなど、一定の制限があります。区が指示いたしますので、ご承知おきください。
R3年6月下旬～7月中旬	⑤計画承認	
		⑥建築確認申請
		↓
		⑦入札
		↓
		⑧工事開始
		↓
～R4年1月末	⑨認可申請書類提出	⑩工事終了
～R4年2月	⑪施設検査	
～R4年3月	⑫認可承認	
R4年4月1日	⑬開設	